

昨今の原賠制度に係る法律の附則及び附帯決議等において以下のような点について検討を求められており、今後万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り方の論点として考えられる。

I 原子力損害賠償に係る制度

- 原子力事業者の責任の在り方
- 国・他のステークホルダーの責任の在り方
- 損害賠償措置額の在り方
- 原子力損害賠償法第3条第1項ただし書の免責事由(異常に巨大な天災地変)の在り方

II 簡易かつ迅速な被害者救済の手続

- 紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の在り方
- 被害者に対する損害賠償の仮払いの在り方

III 原子力損害賠償に関連する事項

- 原賠制度について、被害者保護・原子力利用の観点でどのように位置づけるか(目的・所管の在り方)
- 事故の収束等に係る国の関与及び責任の在り方

原子力損害賠償制度の見直しに関する今後の進め方

- CSC以外の原子力損害賠償制度の見直しに関する課題については、専門的かつ総合的な観点から検討を行うことが必要であり、有識者の意見を聴くことが有益
【第2回会議における議論】
 - 有識者会議の形態は、
 - 原子力損害賠償法制定時及びこれまでの同法改正時には、原子力委員会において検討を行ってきたこと、
 - 原子力委員会は原子力利用に関する重要事項について審議する機関であり、各省の所掌にまたがる総合的な観点から検討を行うことができることを踏まえれば、原子力委員会で検討を行うことが適当。
- ※原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議においても求められているところ。

(参考)

- 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆・内閣委員会)
エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)を踏まえ、原子力委員会は、原子力損害賠償制度の見直しや、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む核燃料サイクル政策の在り方など、原子力政策全体について早急に検討すること。
- 原子力委員会設置法(昭和30年法律第188号)
(所掌事務)
第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項(安全の確保のうちその実施に関するものを除く。)について企画し、審議し、及び決定する。
 - 一 原子力利用に関する政策に関すること。
 - 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること。
 - 三 原子力利用に関する資料の収集及び調査に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務その他原子力利用に関する重要事項に関すること。